

滋慶医療科学大学 安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物（外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。）を送付すること（自ら手荷物として海外に持出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合は、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。
- (12) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。
- (13) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6(居住性の判定基準)に従い、居住者として取扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (14) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (15) 特定類型該当者 外為法第25条第1項及び外為令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1(3)サの①、②又は③に該当する者（自

然人である居住者に限る。)をいう。

(16) 教職員 本学に勤務する教員(常勤・非常勤を問わない。)及び事務職員(雇用形態を問わない。)をいう。

(17) 学生等 本学の学生(科目等履修生、聴講生、研究生、特別聴講学生、特別研究生、外国人留学生を含む。)及びその他本学において研究を行う者(本学教員を除く。)をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の教職員及び学生等が本学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 取引にあたっては、外為法等及びこの規程(この規程により別に定めるものを含む。)を遵守する。
- (3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図る。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第5条 本学に安全保障輸出管理統括責任者(以下「輸出管理統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

- 2 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理に関する業務を統括し、重要事項の最終的な決定を行うほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) この規程の制定・改廃並びに運用手続等の制定・改廃
 - (2) 特定類型該当者の把握
 - (3) 該非判定及び取引審査の最終的な承認
 - (4) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導及び教育
 - (5) 外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策の構築
 - (6) この規程に定められた業務

(安全保障輸出管理責任者)

第6条 輸出管理統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、安全保障輸出管理責任者(以下「輸出管理責任者」という。)を置き、事務局長又は事務局次長をもってその任に充てる。

- 2 輸出管理責任者は輸出管理統括責任者を補佐し、「事前確認シート」の承認、該非判定及び取引審査の承認、並びに相談窓口のほか、この規程に定められた業務を行う。

(安全保障輸出管理担当者)

第7条 輸出管理責任者は、事務局に安全保障輸出管理担当者(以下「輸出管理担当者」という。)を置くことができる。

- 2 輸出管理担当者は、輸出管理責任者の指名する者をもってその任に充てる。
- 3 輸出管理担当者は、輸出管理責任者の指示にもとづき、輸出管理に関する事務を処理する。

(事前確認)

第8条 教職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、取引の相手先、用途、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査手続の要否について、輸出管理責任者の承認を得なければならない。但し、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合は、教職員は第9条（該非判定）、第10条（用途確認）及び第11条（需要者等確認）の確認を行い、第12条（取引審査）の手続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査手続は不要と承認された場合は、教職員は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第9条 教職員は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術等に該当するかについて該非判定を行うものとする。

2 該非判定は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術等に該当するかを該非判定する。

(2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。但し、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合は、入手先からの該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第10条 教職員は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを確認するものとする。

(需要者等確認)

第11条 教職員は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について次の各号に掲げる項目に該当するかを確認するものとする。

(1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。

(2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。

(3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

(4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第12条 教職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとする場合は、別途定める「審査票」を作成し、輸出管

理責任者による一次審査及び輸出管理統括責任者による二次審査を受け、その承認を得なければならない。

- 2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。
- 3 教職員は、取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に追加が生じたとき又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、改めて第8条（事前確認）の手続を行うものとする。

（許可申請）

第13条 前条第1項に基づく承認を行った取引のうち、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となる取引については、輸出管理統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該取引を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第14条 教職員は、技術の提供を行うときは、第8条の事前確認及び第12条の取引審査手続が行われたこと、並びに当該提供しようとする技術が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引である場合は、当該許可を得ていることを確認しなければならない。但し、第8条第1項の事前確認において取引審査手続は不要と承認された場合は、第12条の取引審査手続の確認は要さない。

- 2 教職員は、前項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）

第15条 教職員は、貨物の輸出を行うときは、第8条の事前確認及び第12条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引である場合は、当該許可を得ていることを確認しなければならない。但し、第8条第1項の事前確認において取引審査手続は不要と承認された場合は、第12条の取引審査手続の確認は要さない。

- 2 教職員は、前項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取止め、輸出管理責任者にその旨を報告しなければならない。輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者と協議のうえ適切な措置を講じるものとする。

（文書管理又は記録媒体の保存）

第16条 教職員は、輸出管理の手続に必要な文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 教職員は、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録について、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、10年間保管しなければならない。

(報告)

第17条 教職員は、外為法等又はこの規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を輸出管理責任者に速やかに報告しなければならない。

2 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合、当該報告の内容を調査し、その結果を輸出管理統括責任者に報告しなければならない。

3 輸出管理統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれがあることが判明したときは、速やかに関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。また、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(指導・教育)

第18条 輸出管理統括責任者は、外為法等及びこの規程を遵守させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員に対し、必要な周知及び指導を行うものとする。

2 輸出管理責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員に対し、輸出管理に係る教育研修を行うものとする。

3 教職員は、自らの教育、研究その他の活動において、リスト規制技術等を保管又は使用する研究室等を利用する学生等に対し、外為法等及びこの規程の遵守についての理解を深めるため、必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

(監査)

第19条 輸出管理責任者は、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うよう努めるものとする。

(懲戒)

第20条 本学は、故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教職員又はこれに関与した教職員について、学校法人大阪滋慶学園滋慶医療科学大学教職員懲戒規則に基づき、懲戒を行う場合の手續に付すものとする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、大学運営会議及び大学院運営会議の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2025年2月6日から施行する。